

9 前資格年度（令和5・6年度）からの変更点

(1) ワーク・ライフ・バランス関係等の認定状況を審査項目に追加

令和5年1月の経審改正内容を経審不要業種の客観点数に反映させるため、新たに以下の項目を追加します。

- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況
- ・青少年の雇用の促進等に基づく認定の状況

審査基準日以前に認定を取得しており、かつ、審査基準日において、認定取消又は辞退がされておらず、厚生労働省により認定企業として認められていることが確認できる場合に加点します。

なお、複数の認定を取得している場合は、最も点数の高いものを評価します。

(2) 「東京都社会的責任調達指針」の遵守に向けた取組状況の確認を追加

「東京都社会的責任調達指針」の遵守に向けた取組状況を確認するために、申請時に新たにチェックリストの作成を追加します（42ページ「東京都社会的責任調達指針に関するチェックリスト」参照）。

※ 「東京都社会的責任調達指針」とは、経済合理性のみならず持続可能性にも配慮した調達を行うことを通じて、都の調達に留まらず、企業の調達においても、環境、人権、労働及び経済の各分野での望ましい慣行を敷えんさせ、持続可能な社会に貢献することを都の社会的責任と捉え、これを果たすために策定された指針をいいます。

(3) コリンズ登録がある場合、請負金額が2,500万未満でも参照可能に

順位格付に用いる最高完成工事経歴等の案件入力時に、コリンズ登録番号を入力すれば請負金額にかかわらず件名、施工場所等が自動入力可能になります。